

仮称コーポ宮野木みどりの協定

(目 的)

第1条 この協定は、秩序と調和をはかりながら豊かな緑をつくることで、住み良く、かつより良い環境を築くことを目的とし、都市緑化保全法（昭和48年法律第72号以下「法」という）第20条の規定に基づいて定めます。

(名 称)

第2条 この協定は、~~仮称~~コーポ宮野木みどりの協定（以下「協定」といいます）。

(協 定 区 域)

第3条 協定の区域（以下「協定区域」という）は、千葉市宮野木町1079番地の別紙図面に表示する区域とします。

(協定の効力)

第4条 この協定は、法の認可を受けた日から起算して1年以内に協定区域内の土地が分譲され、法第14条に規定された土地所有者（以下「所有者」という）が2人以上になった時から有効になり、以後協定で定める期間内に新たに所有者となつた者、および所有者から譲渡を受けた者に対しても、その効力が及ぶものとします。

(緑化に関する事項)

第5条 第1条の目的を達成するため、緑化に関する事項を次のとおり定める。これに基づき土地所有者は、その所有し、又は地上権若しくは賃借権を有する土地(以下「所有地等」という)の緑化につとめるものとする。

- (1) 植栽する樹木は、団地内の緑化ばかりでなく、地域の環境保全に役立たせ、かつ街区の美観、風致の向上を目的として、モクセイ、サザンカ、ツバキ、オオムラツツジ、サンゴジュ等を植栽する。
- (2) 所有者等は、植栽した樹木をみだりに伐採してはならず、増改築その他工作物の設置等の支障となる場合は原則として移植し、枯損した場合は同樹種を補植するものとする。

(協定の有効期間)

第6条 協定の有効期間は、効力が生じた日から10年間とし、期間満了前に協定者の過半数が廃止についての申し出をしなかつた場合は、さらに10年間延長するものとする。

(協定の変更及び廃止)

第7条 協定事項を変更しようとする場合は、土地所有者等全員の合意により、法による認可を受けるものとする。

- 2 協定を廃止しようとする場合は、土地所有者等過半数の合意により、法による認可を受けるものとする。

(所有地等の譲渡等)

第8条 この協定は、新たに土地所有者等となつた者に対しても効力が及ぶことから、土地所有者等は所有地等を譲り渡した場合、新たに土地所有者等となつた者に対し、この協定内容を明らかにするため、この協定書の写しを譲り渡さなければならない。

(代表委員会の設置)

第9条 この協定の効力が生じた場合は、この協定に関する事業及び事務を円滑に行うため、土地所有者等のなかから互選により若干名の代表委員を選出し、年2回以上の代表委員会を行うものとする。

- 2 代表委員のなかから協定の代表者、副代表者を各1名ずつ選出するものとする。

(協定に違反した場合の措置)

第10条 とり決めた緑化事項を積極的に履行しない者、又はこの協定に違反した者に対し、代表委員会は、協定内容の実現に必要な措置をとるよう要求するものとする。

- 2 前項の要求があつたのち、3カ月を過ぎても要求のあつ

た事項を履行しない者に対して代表委員会は、協定の目的とする範囲内で公平な措置をとるものとする。